

通知カード

大切に保管してください



1人に1つ。マイナンバー

個人番号カードの交付（任意）を受けるときに必要となりますので、大切に保管してください。通知カードは、原則として住民票の住所に送付されます。もし住

あなたの個人番号（マイナンバー）をお知らせする「通知カード」が、10月から順次、住民票の世帯ごとに簡易書留（転送不要）郵便で送付されています。通知カードは、個人番号を記載した書類を提出するときや、

民票の住所と異なるところに住まいの場合は、受け取りが遅れる可能性があるので、市民課までご相談ください。

転居など住民異動届を提出する際や婚姻など戸籍の届け出を行う際、通知カードに変更の記載をします。通知カードを持参してください。

市民課 ☎ 22-5348

消費生活センターからのおしらせ

マイナンバー制度に便乗した不審な電話等にご注意ください。

マイナンバー法（番号法）の施行に伴い、先月から番号が記載された「通知カード」が世帯ごとに郵送されています。

そのような中、マイナンバー制度に便乗した不審な電話やメール、戸別訪問調査された等の相談が全国の消費生活センターに寄せられました。

相談事例1

行政機関を名乗り、「あなたの個人情報を守るため電話した。企業のデータベースに登録されているあなたのマイナンバー情報を削除しますか？」と言われた。不審に思い電話を切ったが、これでよかったのか？

相談事例2

「マイナンバー制度のお知らせ」の件名で総務省からメールが入り、「記載されたURLで確

認してください」とある。総務省がそのようなメールを送るのか？

相談事例3

「マイナンバーについて調査している」と調査員風の男性が戸別訪問してきたので、住所・電話番号・家族全員の氏名や生年月日を口頭で回答した。このような調査をしているのか？

消費者へのアドバイス

「マイナンバー制度」に関して行政機関等から直接、電話やメール、訪問調査をすることはありません。不審な電話があったら対応せず、すぐ電話を切り、メールは無視し、戸別訪問された場合は回答前に消費生活センターにご相談ください。

なお、マイナンバー制度に関するお問い合わせは専用のコールセンターが受け付けています。マイナンバーコールセンター 0570-20-0178（全国共通ナビダイヤル）

悩んだり、迷ったり、困ったときは、お気軽に秩父市消費生活センターにご相談ください。

秩父市消費生活センター

☎ 25-5200

毎週月～金曜日（祝祭日はお休み）午前9時～正午、午後1時～4時

マイナンバー制度説明会

とき 11月24日(火) 午後1時～（市民向け）、3時～（事業者向け）
ところ 秩父地方庁舎3階大会議室
内容 制度や税の手続き等の説明
定員 各100人（当日先着順）
情報政策課 ☎ 22-2204
FAX 22-1363

マイナンバー制度のお問い合わせは
マイナンバー
0570-20-0178

平日 9:30～22:00
土日祝 9:30～17:30

※全国共通ナビダイヤルとなり、通話料がかかります。
※年末年始（12月29日～1月3日）を除きます。
※外国語対応（英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語）は0570-20-0291におかけください。
※一部IP電話等で上記ダイヤルにつながらない場合は、050-3826-9405におかけください。

通知カード・個人番号カード
についてのお問い合わせは

0570-783-578

平日 8:30～22:00
土日祝 9:30～17:30

※全国共通ナビダイヤルとなり、通話料がかかります。
※年末年始（12月29日～1月3日）を除きます。
※外国語対応（英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語）は0570-064-738におかけください。
※一部IP電話等で上記ダイヤルにつながらない場合は、050-3818-1250におかけください。

